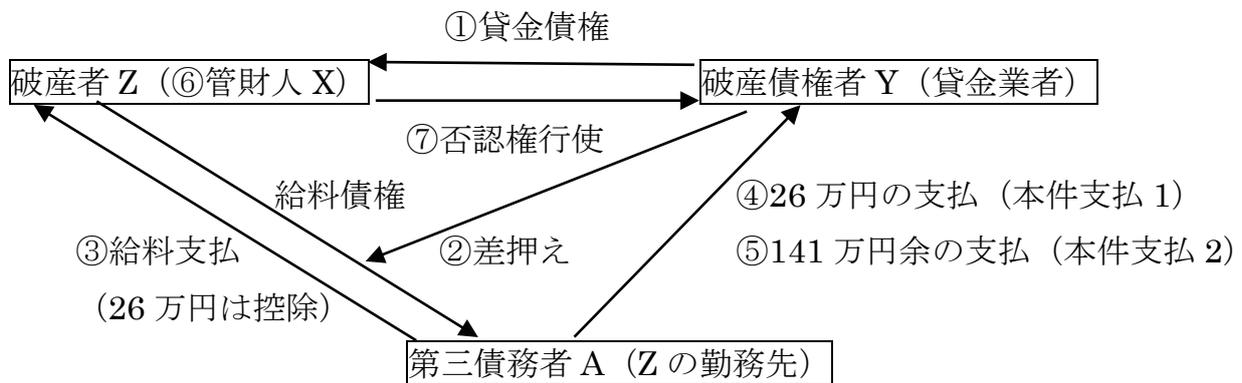


第三債務者が差押債務者に対する弁済後に差押債権者に対してした更なる弁済は、差押債務者が破産手続開始の決定を受けた場合、破産法162条1項の規定による否認権行使の対象とならないとされた事例

～平成29年12月19日最高裁第三小法廷判決～

丸山 貴之  
Takayuki Maruyama  
PROFILEはこちら



### 【事案の概要】

①Yは貸金業者であり、平成17年10月14日以降、Zとの間で継続的に貸付けと弁済を繰り返す取引を行ってきた。

②Yは、Zに対する貸金請求訴訟において、元金及び損害金の支払を命ずる判決の言渡しを受けたうえで、平成22年4月27日付けで、Zがその勤務先Aに対し有する給料債権につき差押命令(本件差押命令)を得た。同命令は、同月28日、Aに送達された。

③Aは、本件差押命令の送達後にYから差押額や振込先等の通知がなかったことから、平成22年5月以降もZに対し本件差押命令に係る部分を含む給料全額を支払っていた。

④Aは、平成25年10月頃、Yから本件差押命令に係る部分の支払を求める支払督促の申立てを受け、同月から平成26年1月までZに対する毎月の給料額から合計26万円を差し引いてYに支払った(本件支払1)。

⑤上記支払督促は訴訟に移行したが、同訴訟において、平成26年2月21日にAがYに対し、本件差押命令に基づく債務として141万8905円を支払う旨を骨子とする和解が成立し、Aは同年3月10日、Yに対して同額の支払をした(本件支払2)。

⑥Zについて、平成26年12月10日に破産手続開始決定がなされ、Xが破産管財人に選任された。

⑦Xは、本件支払1及び本件支払2につき、支払不能後に既存の債務についてされた債務の消滅に関する行為であるとして、破産法162条1項1号イに基づき否認権を行使し、167万円余の支払を求める訴訟を提起した。

⑧原審は、本件支払1及び本件支払2についてXの否認権行使を認め請求を認容した。

## 【本判決】

本件支払1については、Yの上告受理申立の理由から排除し、原判決が確定。

本件支払2については、以下のとおり判断。

「破産法162条1項の『債務の消滅に関する行為』とは、破産者の意思に基づく行為のみならず、執行力のある債務名義に基づいてされた行為であっても、破産者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめるものであれば、これに含まれると解すべきである(最高裁昭和38年(オ)第916号同39年7月29日第二小法廷判決・裁判集民事74号797頁参照)。しかるに、債権差押命令の送達を受けた第三債務者が、差押債権につき差押債務者に対して弁済をし、これを差押債権者に対して対抗することができないため(民法481条1項参照)に差押債権者に対して更に弁済をした後、差押債務者が破産手続開始の決定を受けた場合、前者の弁済により差押債権は既に消滅しているから、後者の弁済は、差押債務者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめるものとはいえず、破産法162条1項の『債務の消滅に関する行為』に当たらない。したがって、上記の場合、第三債務者が差押債権者に対してした弁済は、破産法162条1項の規定による否認権行使の対象とならないと解するのが相当である。」「これを本件についてみると、Aは、本件差押命令の送達を受けた後も、Zに対し、その給料債権のうち本件支払1に係る部分を除いた全額の弁済をし、これによりZの給料債権が消滅した後、更に差押債権者であるYに対して本件支払2をしたものであるから、本件支払2は、破産法162条1項の規定による否認権行使の対象とならないというべきである。」

## 【検討】

本件は、第三債務者が差押債務者に対する弁済後に差押債権者に対してした更なる弁済(本件支払2)が、差押債務者

につき破産手続開始決定があった場合に、破産法162条1項の規定による否認権行使の対象となるかについて、最高裁が判断した事例です。

### 1 第三債務者による差押債権者に対する弁済が否認対象行為に該当するか

本件支払2は、破産者Zではなく第三債務者Aにより行われたものであることから、本件支払2が否認の対象行為となるかを検討する前提として、否認対象行為は破産者によりなされたことが必要かが問題となります。

この点、破産法162条1項1号は、否認対象行為につき「破産者が支払不能になった後又は破産手続開始の申立てがあった後にした行為」と規定しており、条文上は破産者の行為を必要とするようにも読めます。もっとも、本判決では、過去の判例<sup>1)</sup>の立場を踏襲し、「破産法162条1項の『債務の消滅に関する行為』とは、破産者の意思に基づく行為のみならず、執行力のある債務名義に基づいてされた行為であっても、破産者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめるものであれば、これに含まれる」と判示し、執行力のある債務名義に基づいてされた行為でも、破産者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめるものについては、破産者自身の行為がなくとも否認対象行為となり得るものとしています。

### 2 第三者債務者による弁済が偏頗行為たる「債務の消滅に関する行為」(162条1項柱書)に該当するか

上記1のとおり、否認対象行為は必ずしも破産者の行為である必要はないため、本件支払1及び2は否認対象行為となり得ることになります。もっとも、本件では、本件支払1と本件支払2の否認の可否に関し結論を異にし、本件支払1につい

1: 最二判昭和39年7月29日・裁判集民事74号797頁は、「破産法第72条第2号の債務の消滅に関する行為とは、破産者の意思にもとづく行為のみに限らず、債権者が強制執行としてした行為であって破産者の財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめる場合をも含むと解すべきである」と判示しています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ては、Yの上告受理申立の理由から排除し、否認権行使を認める原判決が確定しているのに対し、本件支払2については、否認権の行使を否定しています。かかる結論の相違は、破産者の財産をもって債務を消滅させる効果が生じているか否かによります。

本件支払1については、第三債務者Aは26万円分の給料を破産者Zに対して支払わず、これをZの給料から控除して差押債権者Yに対し支払っています(上記事案の概要④参照)。このAのYに対する本件支払1により、ZのAに対する26万円分の給料債権が消滅し、YはZに対する貸金債権の満足を得ています。このように、本件支払1は、破産者の財産をもって債務を消滅させる効果を生じさせているため、本件支払1の否認が認められています。

他方、本件支払2については、第三債務者Aが差押債権者Yに対しこれを行っても、本件支払2に相当する給料が破産者Zに対して支払済みで(上記事案の概要③参照)、Zの給料債権はすでに消滅しているため、本件支払2がなされることによってZの給料債権が消滅することにはならず、Zの財産をもってZのYに対する債務を消滅させる効果が生じるものではありません。ここで、Zの給料債権がAのZに対する弁済により消滅済みとなっているかを判断するにあたっては、給料債権の差押命令の送達を受けているにもかかわらず第三債務者Aが差押債務者Zに対して行った給料全額の支払が有効なものとして扱われるかが問題となります。この点、Aは、差押債権者Yとの関係では、Zに対して給料を支払っても差押債権が弁済により消滅したと主張することができず、Yに対し差押債権についての弁済をしなければなりません。Zとの関係においては、AのZに対する弁済は有効と解されており(民法481条1項。相対的無効説)、AのZに対する給料の支払によりZの給料債権(差押債権)は既に消滅していることになりま

す。よって、第三債務者Aの差押債権者Yに対して行われた本件支払2は、破産者Zの財産をもって債務を消滅させる効果を生ぜしめるとはいえないもの(第三債務者Aの差押債務者Zに対する給料の支払により消滅済み)として、否認権の行使が否定されています。

### 3 実務への影響

債権回収の場面において、債権者が債務名義を取得し債権者の第三債務者に対する債権を差し押さえ、第三債務者から弁済を受けるというのは、一般的によく利用される方法です。本判例の考え方によれば、第三債務者が債権差押命令の送達を受けたにもかかわらず差押債務者(破産者)に対し差押債権の弁済をし、さらに差押債権者にも弁済した場合には、否認権行使が認められないのに対し、第三債務者が差押債務者(破産者)に対する弁済を停止し、その分を差押債権者に弁済した場合には、否認権行使の対象となり得ることになります。

第三債務者は、債権差押命令の送達を受ければ、これを無視して差押債務者に弁済を行うのではなく、二重払いの負担を回避するために、(差押禁止部分を除いて)差押債務者に対する弁済を停止するというのが通常の対応とされます。この場合、差押債権者は、後に差押債務者が破産に至らない可能性もあること、破産になったとしても管財人が常に否認権を行使するとは限らないことからすると、否認のリスクを過大におそれて第三債務者からの債権回収を控える必要はありませんが、後に差押債務者が破産すると、第三債務者からの弁済は、破産者の財産をもって債務を消滅させるものとして破産管財人から否認されることもあり得るので、注意が必要です。